

委任状

記入日 ① 令和4年 1月11日

記載例

委任者	住所	静岡市葵区追手町5番1号		
	氏名 (署名又は記名押印)	静岡 太郎	②	電話番号 平日の昼間に連絡がとれる電話番号 123-4567-8999
	生年月日	明・大 昭・平 令・西暦	45年 5月 8日	

私は、次の者を代理人として、下記証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。

代理人 (窓口に来る人)	住所	静岡市駿河区南八幡町10番40号		
	氏名	静岡 花子	③	委任者との関係 弟の妻

※代理人(窓口に来る人)は、本人確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。

《本籍地・筆頭者氏名を記入し、続柄・証明書の該当する口にレ点及び通数等を記入》

本籍地	静岡市清水区旭町6番	④
-----	------------	---

筆頭者氏名	静岡 富士男	
-------	--------	--

続柄	私(委任者)は、請求する証明書に記載されている者の (<input checked="" type="checkbox"/> 本人、 <input type="checkbox"/> 父母、 <input type="checkbox"/> 祖父母、 <input type="checkbox"/> 子、 <input type="checkbox"/> 孫・ひ孫、 <input type="checkbox"/> 夫、 <input type="checkbox"/> 妻)です。 ⑤ <small>⑥上記以外の方は、具体的な請求理由が必要です。事前にお問い合わせください。</small>
----	--

<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍 全部事項証明(謄本)通 個人事項証明(抄本) 1 通 (氏名: 静岡 太郎)

<input type="checkbox"/> 除籍・改製原戸籍通	<input type="checkbox"/> 身分証明(委任者分)通
--	--

<input type="checkbox"/> 戸籍の附票(又は、全部証明(全員)通 戸籍の附票の除票) 一部証明(個人)通 (氏名:)	⑥
--	---

右の項目の記載が必要な場合には、口にレ点を記入。	<input type="checkbox"/> 「本籍と筆頭者」の記載	<input type="checkbox"/> 「在外選挙人名簿等の登録事項」の記載
--------------------------	--------------------------------------	---

[住所履歴が必要な方: ⑦ から まで住所のつながるもの]

<input type="checkbox"/> (氏名.....) の出生から死亡までの戸籍を セット
<input type="checkbox"/> 上記以外の証明(.....) を 通

補足事項 ※〇〇の死亡記載、〇〇の出生から婚姻までの戸籍1セットなど具体的に記載

⑧

委任状は、委任者がすべての項目を記入してください。
(消えるボールペン、鉛筆など消すことができる筆記用具は使用しないで下さい。)

委任状(戸籍証明 請求用)の記入案内と注意事項

- 委任状を記入した年月日を記入してください。
- 委任者(=戸籍等を請求する人)の住所、氏名、生年月日、電話番号(昼間の連絡先)を記入、押印(シャチハタは不可)してください。
- 代理人(=窓口に来る人)の住所、氏名、委任者との関係を記入してください。
- 請求する証明書(=誰のものが必要か)の本籍、筆頭者氏名を記入してください。
- 請求する証明書に記載されている本人、その配偶者及び直系血族以外の方が請求する場合には具体的な請求理由が必要です。使用する目的を⑧の補足事項に記入してください。併せて使用目的がわかる資料等があれば、代理人が持参してください。(理由によっては交付できない場合があります。事前にお問い合わせください。)
- 委任事項中の請求する証明書の口にレ点の上、必要な通数・項目を記入してください。請求する戸籍の附票(又は、戸籍の附票の除票)に、「本籍と筆頭者」や「在外選挙人名簿等の登録事項」の記載が必要な場合には、該当する口にレ点をしてください。(レ点が無い場合には記載を省略したものを交付します。)
- 戸籍の附票を請求する方で、住所履歴が必要な方は「〇〇～××までの住所がつながるもの」と記載してください。
- 戸籍謄本等を必要とする目的(〇〇の手続きのために、××へ提出等)、証明書に記載してほしい内容(父〇〇の死亡記載、〇〇の出生～死亡までの連続した戸籍一式、〇〇と××の親子関係の分かるもの)等があれば、具体的に記入してください。

委任者がすべての項目を記入してください。

(消えるボールペン・鉛筆・修正液等は使用しないでください。)

※不正な手段により作成された委任状の行使は、刑罰の対象となります。(刑法第159条、第161条)

※目や手が不自由で委任状が記入できない場合は、お問い合わせください。